

第3 旅客ターミナルビル供用規則

(目的)

第1条 この規則は東京国際空港ターミナル株式会社（以下 T I A T）が、ターミナルビルの管理に関し、利用者の安全並びに同ビルの安全かつ能率的な運営及び秩序の維持を図るため、必要な事項を次の通り定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則はT I A Tが管理する敷地内の施設（旅客ターミナル、駐車場及び連絡通路）内の官庁専用区域を除く、公共部分及び共用部分に対して適用する。

2 T I A Tとの契約による賃貸部分の利用については、別途賃貸借者と締結する。賃貸借契約書に準拠する。

(入場制限又は禁止)

第3条 T I A Tは、混雑の予防その他ターミナルビルの管理上必要があると認める場合には、施設内への入場を制限もしくは禁止する事が出来る。

(保安区域)

第4条 T I A Tが管理運営する施設のうち、保安区域には次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) 東京国際空港長及び関係諸官庁の承認を受けた者
- (2) 航空機に乗降する旅客及び乗員
- (3) 職務中の警察官

2 前項の承認を受けた者は、立入許可証又は腕章等を外部から容易に確認出来る位置に表示しなければならない。

(禁止行為)

第5条 ターミナルビルにおいては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物、施設、看板等を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 駐機場に物を投げる等、航空機の運航に支障をきたす恐れのある行為をすること。
- (3) 紙屑、使用済みの容器その他不要の物を所定の場所以外に捨て、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- (4) 次の物を持ち込むこと。
 - ア 爆発物、発火または引火しやすい物その他危険物。
 - イ 刃物、棒その他の人に危害を加える恐れのある物。
 - ウ 臭気を発する物、長大な物その他、建物または施設を汚損し、損傷する恐れのある物。

(5) 動物を連れて立ち入ること。

但し、本来の目的に使用される盲導犬・聴導犬、介助犬及び航空旅客の手荷物として取り扱われるものを除く。

(6) タクシー、ハイヤー等の客引き行為をすること。

(7) 演説、示威行為その他これらに類似する行為を行うこと。

(8) 禁煙場所にて喫煙すること。

(9) 高歌放吟、高音、乱暴その他、人の迷惑となるような行為を行うこと。

(10) 当日到着及び翌日出発の航空機のご利用者及びその送迎者以外の者が宿泊を目的として夜間滞在をすること。

(11) 被撮影者の許可なく、TIAT 職員その他 T I A T が管理する敷地内の施設において業務に従事する者の写真、動画等の撮影を行うこと。

(12) 被撮影者の許可なく、TIAT 職員その他 T I A T が管理する敷地内の施設において業務に従事する者の写真、動画等をインターネットのサイト、ブログ、Facebook、Twitter 等の電子媒体、その他の媒体に掲載すること。

(13) 前各号のほかターミナルビルの安全、風紀又は秩序を乱し、その他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

2 ターミナルビルにおいては、T I A T の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用すること。

(2) 寄付金の募集をすること。

(3) 物品の販売、配布、広告宣伝活動その他これらに類する営業行為をすること。

(4) 看板、旗、印刷物、書面等の掲示、又は配布すること。

(5) 営業としての写真、映画、テレビ等の撮影、録音、又は録画を行うために一時的に施設を使用すること。

(6) T I A T の管理するターミナルビル敷地内に、車両を駐停車すること、又は自転車、バイク等を放置すること。

(供用の休止等)

第6条 T I A T は、次の各号のいずれかに該当しターミナルビルの管理に支障があると認めるときは、ターミナルビル供用の休止、又は使用方法の制限を行うことがある。

(1) 天変地異、その他異常な事態が発生したとき。

(2) 施設の修理その他の工事を行うとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、止むを得ない事由が生じたとき。

(免責)

第7条 T I A T は、前条の規定に基づくターミナルビルの供用の休止、または使用方法の制限により生じた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 ターミナルビルにおいて故意、または過失によりT I A Tの施設を破損、汚損し、又はその行為によりT I A Tに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(制止・退去)

第9条 T I A TおよびT I A Tから警備を委託された者は、次に掲げる者に対し、その行為を制止、又は退去、もしくは撤去を命ずることがある。

- (1) 第3条の規定に違反してターミナルビルに入場した者。
- (2) 第4条の規定に違反して保安区域に立ち入った者。
- (3) 第5条の規定に違反して禁止行為を行った者。

(法令の遵守)

第10条 T I A Tが管理運営する施設を利用、又は使用する者は、この規則のほか、航空法、空港管理規則等の法令を遵守しなければならない。

(実施必要事項)

第11条 この規則に関し、必要な事項はT I A Tが別途定める。

附則

この規則は、平成22年10月21日から施行する。

この改正規則は、平成30年5月23日から施行する。

この改正規則は、令和2年3月14日から施行する。